

広報

どうし

道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくりたい。
- 一、生産に励み豊かな村をつくりたい。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め文化の村をつくりたい。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくりたい。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくりたい。

2003 March

3月号



村の一年間のあゆみ

今年度のおもな村のあゆみを紹介いたします。

- 1 地籍調査事業スタート
- 2 住民基本台帳ネットワークシステム稼働
- 3 行政改革スタート
- 4 消防施設整備事業（高規格救急車購入）

- 5 合併処理浄化槽設置事業
- 6 道志村指定文化財に九件を指定
- 7 中田 宏横浜市長を表敬訪問
- 8 四季の五感の集いを開催

1 地籍調査事業スタート

村の長年の懸案事項とされていた地籍調査事業が、平成十四年度から十年計画でスタートいたしました。平成十四年度は、長又、白井平地区の集落を中心に農地、宅地等の調査を行いました。「該当地区の皆様には、説明会や、隣地所有者と協力して、境界の打設等現地の立ち会いにご協力をいただき調査測量」が行われた。

平成十五年度は板橋、善之木地区までの〇・四三kmを対象として行います。



2 住民基本台帳ネットワークシステム稼働

住民基本台帳法の一部を改正する法律に基づき、平成十四年八月五日に住民基本台帳ネットワークシステムが稼働しました。

これは、既存の住民基本台帳システムを基に、全国の市区町村、都道府県、国をネットワークで結び、国などの行政機関に、氏名、住所、性別、生年月日、住民票コードやこれらの変更情報を提供することにより、申請などの手続きを簡素化するものです。

また、平成十五年八月からは、希望者に住民基本台帳カードの交付を予定しております。



月の主な行事等

9月	8月	7月	6月	5月	4月
総合防災訓練 道志小運動会 道志中若鮎祭 道志そば祭り（道の駅） 保育所運動会	道志小・中入学式 保育所入所式 狂犬病予防注射 乳児予防注射 春の山菜収穫祭（道の駅） 地籍調査開始	水タル祭 新農業委員決まる（十七名） 郡体育祭 農産物収穫祭（道の駅） 横浜市長表敬訪問 プール救急教室 七夕祭りを楽しむ（福祉センター） 道志水源基金運営委員会 夏の五感の集い（富士登山）	アユ漁解禁 村内一斉清掃 アユ祭（道の駅）	村議会議長に村田充且氏就任 住民健診（基本健診、がん検診） 県スポレク祭 横浜水道局長来村 春の全国交通安全運動	

3

行政改革スタート

平成十四年四月、行政改革のなかで村の組織の再編成を行い、行政の効率化を目指した課の削減と事務分掌についての変更等を行う。また、特別職（三役）の給与の減額、管理職手当の減額、また全体の旅費についても見直しを行い、大幅に削減するなどの行政改革に取り組み、めでました。また、村民の皆様の意見や提案を聴く中で、平成十五年度も新たな行政改革に取り組みます。



4

消防施設整備事業

（高規格救急車購入）

都留市消防署道志出張所に観察用資機材、循環管理用資機材一式が備えられた高規格救急車が整備されました。

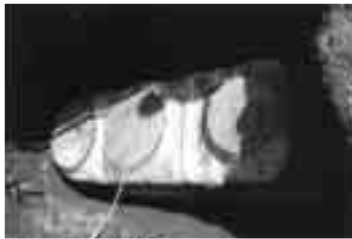
平成十四年度には救急救命士の養成もあり、都留市消防署道志出張所職員一名が六ヶ月間の県外研修と県立中央病院の研修等をかさね、救急救命士の資格を取得いたしました。また今後職員一名の養成を行う予定である。



5

合併処理浄化槽設置事業

本計画については、村の総合計画（平成八年策定）に基づき、環境と共生した快適な村づくりを推進するために、村内の生活排水の処理について、適正な処理システムの構築と、その健全な継続を確立するための基本計画に基づき、村の中央を流れる道志川は、相模川支流の水源部にあたり、豊かな森林に育まれた清純な水は「赤道を越えても腐らない」と称賛され、横浜市の飲料水源としても知られている。本村の恵まれた水環境を将来にわたって保全していくため合併処理浄化槽事業がスタート。この事業は、平成十三年度を初年度として、目標年度を十五年後の平成二十七年までとしている。平成十三年度二十基を設置、また、十四年度においては四十六基の浄化槽が設置された。十五年度も申し込みがすでにきており、着実にすすんでおります。



3月	2月	1月	12月	11月	10月	9月
道の全国交通安全運動 道の合併に関する研修会開催 道の合併に関する住民意向調査 道の合併に関する住民意向調査 道の合併に関する住民意向調査	道の合併に関する住民意向調査 道の合併に関する住民意向調査 道の合併に関する住民意向調査	道の合併に関する住民意向調査 道の合併に関する住民意向調査 道の合併に関する住民意向調査	道の合併に関する住民意向調査 道の合併に関する住民意向調査 道の合併に関する住民意向調査	道の合併に関する住民意向調査 道の合併に関する住民意向調査 道の合併に関する住民意向調査	道の合併に関する住民意向調査 道の合併に関する住民意向調査 道の合併に関する住民意向調査	道の合併に関する住民意向調査 道の合併に関する住民意向調査 道の合併に関する住民意向調査

道志村指定文化財に九件を指定

道志村では、今まで文化財保護条例に基づく村指定文化財は一件もありませんでした。

村の貴重な遺産を後世に残そうと教育委員会と文化財審議委員が一体となり調査を進めてまいりました。そして、専門家に協力を求め文化財候補の絞り込みを行って、所有者からの同意を得る中で、この度、有形文化財七件、無形文化財二件、計九件の文化財の指定にこぎつきました。

有形文化財一 円福寺 阿弥陀三尊像
(久保)

有形文化財二 永見寺 観世音菩薩像
(川原畑)

有形文化財三 若宮八幡神社 神楽殿
(竹之本)

有形文化財四 大室八幡神社 本殿(馬場)

有形文化財五 熊野八幡神社 本殿
(川原畑)

有形文化財六 板碑(戸渡)

有形文化財七 板碑(戸渡)

無形文化財一 川原畑地区
神楽(川原畑)

無形文化財二 おきゆうだい
(神地)

中田 宏横浜市長
を表彰訪問

平成十四年七月三日
道志村と道志村議会は、
横浜市役所において中
田宏市長を表彰訪問し
ました。中田宏市長は、
公務ご多忙の中にも係
わらず、私共の訪問を
心から喜び、歓迎して
くださいました。



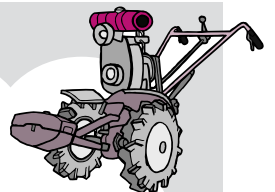
四季の五感の集い

教育委員会では、今年度社会教育の一環として、四季に応じた集いを開催いたしました。

夏には「富士登山」の体験を行い、秋には「星空と音楽の夕べ」を道志中学校体育館において開催。冬には「正月遊び」について昔なつかしい凧づくりや、コマ回し・羽根突き・かるたとり、百人一首、紙鉄砲づくりなど中央公民館において開催。参加者からは大変好評を頂きました。平成十五年度も子供達の夢を膨らませる事業を計画し、展開していく予定です。

今後とも多数の皆さんの参加とご協力をお願いいたします。

遊休農地の耕うん応援します！



道志村では、遊休農地を解消して、保全活用する農家の応援をします。
村が耕うんをおこない、費用の2分の1を村が負担いたします。
詳しくは、役場産業観光課まで！ TEL 52 - 2111 内線17・18



新しい米政策が決定しました

〜米づくりのあるべき姿に向けて〜

農林水産省は、昨年十二月「米政策改革大綱」を決定しました。今回の改革は、消費者重視・市場重視の考え方にたつて、平成二十二年度までに、米づくりの本来あるべき姿を実現しようとするものです。そのため、平成十五年度は準備期間とし、十六年度から実行し、十八年度に検証したうえで、二十年度に農業者・農業者団体が主役となる需給調整システムを国と連携して構築します。

平成十六年度からの需給調整は（十五年度は前年と同様です）

- ・国及び生産者団体が生産目標数量を配分するのに、第三者機関的な組織が助言
- ・作らない面積の配分から、作る数量の配分への転換
- ・農業者に対しては、数量と面積の両方を配分して、面積で確認

新しい助成措置は

- ・現行のとも補償、稲経に替わり、
 - ・「産地づくり推進交付金」（産地づくり対策・米価下落影響緩和対策）
 - ・「過剰米短期融資制度」
 - ・「担い手経営安定対策」など
- 流通システム、消費者対策は
- ・安定供給の自主的取組の支援
 - ・公正、中立な市場機能の整備
 - ・表示や検査制度の見直し
 - ・危機管理体制の再整備 など



「米政策改革大綱」の詳しい内容については

役場産業観光課 農政担当 五二二二一ーまたは食糧事務所
都留支所 四三一一四四一までお問い合わせください。

緊急地域雇用創出特別事業

（失業対策）のお知らせ

国では現下の厳しい雇用失業情勢に鑑み、構造改革の集中調整期間中の臨時応急の措置として、緊急地域雇用創出特別交付金を踏まえて独自に創意工夫を凝らした事業を実施する。

道志村では林道・登山道整備事業を実施し、事業で新規雇用する労働者には、失業者のみならず、その他の者（在職求職者の転職等）も含まれる。
事業による雇用・就業期間は四ヶ月未満とする。

目的 林道の機能を確立し、災害等を未然に防止するとともに、登山道及び遊歩道の下刈りを実施し、森林の快適な機能の確立を図る。

内容 林道沿いの下刈り及び側溝清掃を実施し台風等の大雨に対し備える。
又、近年増加している登山者に対し、安全で快適な登山道を整備する。

雇用条件 失業者とは、労働の意思及び能力を有しており、積極的に求職活動を行っているにもかかわらず、職業に就くことができない者。
その際に失業者である旨の確認ができる、雇用保険受給者資格証（裏面に支給終了の記載があるもの）
但し、道志村の住民に限る。

実施期間 平成十五年四月一日〜平成十五年七月三十一日の間（四ヶ月）
申込期限 平成十五年三月二十五日まで

（申込書は産業観光課まで取りに来てください。その際に失業者である旨の確認ができる雇用保険受給資格者証等持参）

雇用者数 三人
問合せ先 道志村役場 産業観光課 電話〇五五四（五二）二二一ー

（内線一七・一八）